

議事日程（第4号）

令和5年9月19日 午前9時開議

- 日程第1 発言取消しについて
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について
（専決第2号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について
（専決第3号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第6 報告第9号 専決処分の報告について
（専決第4号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認について
（専決第5号）令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第8 議案第80号 新温泉町民バス条例の一部改正について
- 日程第9 議案第81号 新温泉町印鑑条例の一部改正について
- 日程第10 議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第11 議案第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第13 議案第86号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 議案第87号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 議案第88号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議案第89号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 議案第90号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 議案第91号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議案第92号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議案第93号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議案第94号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議案第95号 農業委員会委員の任命同意について

- 日程第23 議案第96号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議案第97号 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 日程第25 議案第98号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第99号 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第100号 令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第101号 令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第102号 令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第103号 令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第104号 令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第105号 令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第106号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第34 認定第1号 令和4年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第2号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第3号 令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 認定第4号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 認定第5号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 認定第6号 令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 認定第7号 令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 認定第8号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第42 認定第9号 令和4年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第43 認定第10号 令和4年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第44 認定第11号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 発言取消しについて
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について
(専決第2号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について
(専決第3号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第6 報告第9号 専決処分の報告について
(専決第4号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認について
(専決第5号) 令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第8 議案第80号 新温泉町民バス条例の一部改正について
- 日程第9 議案第81号 新温泉町印鑑条例の一部改正について
- 日程第10 議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第11 議案第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第13 議案第86号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 議案第87号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 議案第88号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 議案第89号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 議案第90号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 議案第91号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 議案第92号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議案第93号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 議案第94号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 議案第95号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 議案第96号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 議案第97号 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 日程第25 議案第98号 令和5年度新温泉町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第26 議案第99号 令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第27 議案第 100号 令和 5 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）について
- 日程第28 議案第 101号 令和 5 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3号）について
- 日程第29 議案第 102号 令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2号）について
- 日程第30 議案第 103号 令和 5 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1号）について
- 日程第31 議案第 104号 令和 5 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2号）について
- 日程第32 議案第 105号 令和 5 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2号）について
- 日程第33 議案第 106号 令和 5 年度新温泉町一般会計補正予算（第 5号）について
- 日程第34 認定第 1号 令和 4 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第 2号 令和 4 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 認定第 3号 令和 4 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 認定第 4号 令和 4 年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 認定第 5号 令和 4 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第39 認定第 6号 令和 4 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 認定第 7号 令和 4 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 認定第 8号 令和 4 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第42 認定第 9号 令和 4 年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第43 認定第10号 令和 4 年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第44 認定第11号 令和 4 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

出席議員（16名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 中 村 茂君 | 2 番 西 村 龍 平君 |
| 3 番 岡 坂 遼 太君 | 4 番 澤 田 俊 之君 |
| 5 番 米 田 雅 代君 | 6 番 森 田 善 幸君 |
| 7 番 浜 田 直 子君 | 8 番 河 越 忠 志君 |
| 9 番 重 本 静 男君 | 10番 竹 内 敬一郎君 |

11番 岩 本 修 作君
13番 中 井 勝君
15番 小 林 俊 之君

12番 池 田 宜 広君
14番 中 井 次 郎君
16番 宮 本 泰 男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 中 家 亨君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	西 村 徹君
教育長	西 村 松 代君	温泉総合支所長	西 澤 要君
牧場公園園長	嶋 津 悟君	総務課長	中 井 勇 人君
企画課長	水 田 賢 治君	税務課長	山 本 幸 治君
町民安全課長	小 谷 豊君	健康福祉課長	朝 野 繁君
商工観光課長	福 井 崇 弘君	農林水産課長	原 憲 一君
建設課長	松 井 豊 茂君	上下水道課長	谷 岡 文 彦君
浜坂病院事務長	宇 野 喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	松 岡 宏 典君
会計管理者	谷 淵 朝 子君	こども教育課長	吉 田 博 和君
生涯教育課長	西 脇 一 行君	調整担当	森 田 忠 浩君
代表監査委員	島 田 信 夫君		

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第126回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ厚く御礼を申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われております。その結果の報告並びに提出議案であります条例改正、人事案及び補正予算案などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、第126回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 発言取消しについて

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、発言取消しについてを議題といたします。

去る9月8日、米田雅代君から、9月8日の会議一般質問における発言について不適切な部分があったため、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。この申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、米田雅代君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

日程第2 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る9月8日の会議以来、それぞれの会合に出席していますので、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、議会運営委員会が9月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長、お願いします。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

開催日時は9月12日であります。

次に、協議事項でございます。

総務課長より、追加議案についての報告がございました。その後、議事日程及び議事運営について報告がございました。

(2)として、先ほどこの本会議でもかかりましたけども、発言取消し申出書についての報告がございました。

以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございました。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が9月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

9月12日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課の所管事務調査を行いました。

初めに、牧場公園課です。報告事項は1件です。令和5年度牧場公園工事進捗状況については、公園山頂までの森林を整備し、教育に利用できるようにするものです。また、山頂展望台トイレの水洗化、内装の改修工事が実施されます。

農林水産課は報告事項5件です。第18回新温泉町子牛共進会の開催について、新温泉町農林振興事業費補助金交付要綱の一部改正について、化学肥料低減定着対策事業の取組について、第1回家畜ふん尿処理対策検討委員会の開催について、台風7号に係る災害の発生状況についてであります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。農業委員会委員の任命については説明を受けました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）、森林林業ビジョンの作成については有識者らでつくる委員会を立ち上げて森林の現状を把握し、新温泉町の今後の整備、活用についてビジョンを策定するものです。委員会として了承しました。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、主なものは災害復旧費です。委員会として了承しました。

その他は、第105回兵庫県畜産共進会について説明を受けました。

次に、建設課です。報告事項は3件です。町道久谷桃観線（旧国道178号）の路面変状に伴う対応について、台風7号による道路・河川の災害について、専決処分の報告についてであります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は2件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）については、町道青下の消雪ポンプ取替え工事を施工するものです。委員会として了承しました。令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）については、委員会として了承しました。

次に、税務課です。報告事項は3件です。令和5年度町税等徴収実績について、令和5年度町税等賦課状況については、町民税個人賦課概要、固定資産税賦課概要、軽自動車税賦課概要、国民健康保険税賦課概要の4項目です。詳細については、委員会資料を御清覧ください。国民健康保険税の納税通知書の誤りについては、原因と今後の対策について質疑がありました。原因は課税データの更新漏れで、再発防止対策として課税計算後に行う税額の確認は複数人で行うということでありました。

次に、商工観光課です。報告事項は11件です。新温泉町エネルギー価格高騰対策補助金事業の進捗について、問題解決型ワーケーション事業の実績と今後の取組について、海業振興モデル地区に係る検討状況について、台湾との交流事業の再開について、令和4年度海外プロモーション支援事業報告について、ユニバーサルツーリズム推進に係る取組について、リフレッシュ館町民プール在り方検討について、兵庫デスティネーションキャンペーンに伴う観光列車の受入れについて、ふるさと納税ルール厳格化と規制改正について、台風7号の被害について、但馬牧場公園第1ペアリフトの入り込み客数に

ついてであります。

リフレッシュ館町民プール在り方検討については、在り方検討委員会を設置して町民プールの廃止または存続について今後の方針を決定するものです。

台風7号の被害については、霧ヶ滝遊歩道入り口橋が崩壊し現在立入禁止になっております。また、地域活性化施設、旧温泉給食センターの屋根が破損し雨漏りが発生しています。

その他の事項については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、台風7号の被害に遭った地域活性化施設の屋根の修繕料です。委員会として了承しました。

次に、企画課です。協議事項は1件です。新温泉町民バス条例の一部改正については、インバウンド対策の充実を図るため、JR西日本が発行しているWEST RAIL PASSを利用している方は現在町民バス運賃は無料となっておりますが、それに加えてJRグループ6社が発行するJAPAN RAIL PASSを提示する方に令和5年10月1日から町民バス運賃を無料にするものです。委員会として了承しました。

最後に総務課です。報告事項は3件です。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、財政運営に関する基本方針の実績について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。詳細については、委員会資料を御清覧ください。

協議事項は5件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分については、農業用施設災害復旧費、農地災害復旧費、公共土木施設災害復旧費に充てるものです。委員会として了承しました。固定資産評価審査委員会委員の選任同意については説明を受けました。兵庫県町土地開発公社の開催について、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、いずれも委員会として了承しました。

閉会中の継続審査を10件について、議長に申し出することにしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 総務産建常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が9月14日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 民生教育常任委員会の報告をいたします。

令和5年9月14日開催いたしました。調査内容は、こども教育課、生涯教育課、町

民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆりに係る所管事務調査を行いました。

こども教育課、協議事項1件です。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）については、大庭認定こども園の遊具等修繕に係る費用です。委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課です。報告事項1件。第2期新温泉町スポーツ推進計画策定に向けての進捗状況についての説明を受けました。詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

協議事項1件。令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）についてで、B & G 体育館のエアコン取替えの費用です。委員会として了承いたしました。

次に、町民安全課です。協議事項3件。

1、新温泉町印鑑条例の一部改正について、委員会として了承いたしました。

令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について、消防団の退職金の総額補正です。質疑がありました。退職者が予想より増えたのは制度の変更も影響しているのではないかとの問いに、聞き取り調査等をしていくと答弁がありました。委員会として了承いたしました。

次に、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、台風7号で海洋の漂着物の回収を漁協に委託する費用です。委員会として了承いたしました。

次に健康福祉課、報告事項1件。新型コロナワクチン接種についてです。詳細につきましては、委員会資料を御清覧ください。

追加といたしまして、ユートピア浜坂浴槽水の水質検査結果について報告がありました。8月25日に採取した浴槽水の検査結果が9月8日に到着し、女子大浴場からレジオネラ属菌が検出され、同日から女子大浴場の使用を停止しているとありました。

次に、協議事項4件です。

1、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について、2、令和5年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、3、令和5年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、4、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、いずれも委員会として了承いたしました。

次に、上下水道課です。協議事項3件。

1、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会として了承いたしました。

2、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、県の事業の移設により町の負担が増えたため増額です。質疑がありました。水道事業1は全額負担です。水道事業2は交付税で半額返ってくるとの答弁がありました。委員会として了承いたしました。

3、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、町の負担は企業

債の負担の半額が交付税で返ってくるとの答弁がありました。委員会として了承いたしました。

次に、公立浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり。報告事項1件。公立浜坂病院診療体制の変更について、兵庫県民主医療機関連合会総合診療後期研修プログラムによる研修医の派遣によります。令和5年10月1日から令和6年3月31日まで派遣されます。

そのほかで、公立浜坂病院50周年、介護老人保健施設ささゆり25周年記念講演会を11月26日日曜日に夢ホールで開催されます。

続きまして付託事件、請願第5号です。物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める請願。委員会として審議し、賛成少数で不採択となりました。

閉会中の継続審査として、閉会中の継続審査申出書のとおり9件について議長に申し出ました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 民生教育常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。

12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） 上下水道課のこの件ですが、これ指摘するべきかなと思って見てたんですけどね、(2)のところ、交付税で半額返ってくる。(3)帰ってくる。漢字が違いますよね。誰がチェックされたか分かりませんが、こういったものはきちっと行き帰りの「帰る」、戻ってくるということのチェックをしてください。

それと、協議事項ではありません。付託事件のところですけども、私のほうですけど総務産建常任委員会は全員了承とかございます。これは賛成2、反対5、不採択だったということですけども、ほかのは委員会として了承ということになってますけども、統一性を持たせて全員なら全員了承とか、そういうふうに明記の仕方を訂正されたほうがよかれと思いますけどいかがですか。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 上下水道課につきましては、御指摘ありがとうございます。

今の統一というのは、付託事件についてのことですか。

○議長（宮本 泰男君） 12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） 総務産建常任委員会と民生教育常任委員会のこの書きぶりを見てもらったら分かりますけども、全員了承というふうに書いてある総務産建常任委員会の案件、協議事項と、民生教育常任委員会は委員会として了承と。賛成、反対がなかったんでしょう。ただ、全員了承というふうに書くのかこういう書き方をするのかは、両委員会で統一されたほうがいいのではないかとということです。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 委員会同士での、分かりました。次回よりそのように相談していただきます。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前 9 時 2 1 分休憩

午前 9 時 2 2 分再開

- 議長（宮本 泰男君） 再開いたします。
- 議員（12番 池田 宜広君） それともう一つ、上下水道課の関係の返ってくるという表現自体がどうかと。交付されるという表現とかではないのかなと。それも含めて、委員長、事務局と検討していただきます。
- 議長（宮本 泰男君） 委員長、どうぞ。
- 民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 分かりました。
- 議員（8番 河越 忠志君） 議長、訂正の申出です。
- 議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前 9 時 2 3 分休憩

午前 9 時 2 3 分再開

- 議長（宮本 泰男君） 再開いたします。
8番、河越忠志君。
- 議員（8番 河越 忠志君） 今報告いただいた上下水道課の協議事項の2番目、3番目なんですけれども、3番目については表現がありませんが、2番目について県の事業の移設という表現がされてます。実際には補償額の算定がなされて、それによる減額があったので町の負担が増えたということなので、移設という表現は全く誤っておりますので、これは訂正していただきたいと思います。
- 議長（宮本 泰男君） 浜田委員長、どうぞ。
- 民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 分かりました。
- 議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。
14番、中井次郎君。
- 議員（14番 中井 次郎君） 少し尋ねたいんですけども、請願の不採択の件でありますけども、この本会議の今度最終日にこの結果についても報告はされるんでしょうか。内容的なものは何もないんでしょうか。ただ不採択されましたという委員長報告だけでしょうか。
そういう中で、少し私お聞きしたいんですけども、今回の請願の件ではいわゆる団体の印鑑が問題になったということを知っております。出された方から、団体からそういう声が参りました。紹介議員があるにもかかわらず、そういう形で印鑑が問題だとかそういうことがこれまで前代未聞だと思うんです。あったことがない、そういうことは。そのために紹介議員がちゃんとおるんだということになるわけですけども、今後この件をこういう形でもいいとしたら紹介議員とは一体何なのか。紹介議員がおってもそういう審議をするべきだということになるのか。一回その見解をお尋ねしたいんですけども。

○議長（宮本 泰男君） 浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 今回の付託事件につきましては、印鑑が確かに問題になりました。そういうのは私としてはどうなのかなと思いましたが、委員会の中でそこに議論が集中し信憑性まで問われるというふうな御意見が出ましたので、このような結果になったのだと思います。

以後は、このようなことができればないほうがいいのではないかと私は個人的には思っております。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） できればではなくて、それこそ過去にもこの印鑑で請願をその団体は出しておられます。それから、紹介議員がついてるということは信頼のあるいわゆる団体だということになるわけで、中身のいろいろと見解はそれぞれ委員の皆さんがあっても当たり前だと思います。考え方が違うわけですから。しかしながら、印鑑まで問題があるというようなやり方はまさにその紹介議員に対する失礼な態度だと私は思うんです。団体にとっても、このようなことは初めてだということと言われました。ぜひその点を今後、どの機会を捉えてかも分かりませんが、ぜひきちっとした形を取っていただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 浜田委員長、答弁をお願いします。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 今回の付議事件につきましては、確かに印鑑についての議論もございました。印鑑については、今の御意見のとおりだと私も個人的には思います。それ以外にも、正直違う御意見もございました。そういったような意見を踏まえた中での結果になったのかなというふうに思っております。この印鑑だけの問題でしたら私もちょっとそこが議論になるのかというようなところは思いましたが、そのほかの意見もございましたのでこのような結果になったと思っております。

以後は、皆さんの認識の中で今のことを踏まえて考えてもらえればと思います。

○議長（宮本 泰男君） 浜田委員長、個人的な見解でなしに、中井議員は今後こういうことをどういうふうに対応してくれるかということをお問われておりますので、その後は事務局とか議会の委員会とかに諮って決めたらどうですか。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 以後につきましては、ただいまの議長の提案のあったように印鑑につきましてはこれからの全員協議会なりで協議していただき、このようなことがないようにしていきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 原則論の部分だと思うんですよ。請願を上げてくる団体名とその判こが違う。これは、いや、内容が主だがんじゃないと思う。やっぱり責任持って出してきたらいいね。そのことに対して、責任持って審議して回答とか出していく。これはもう当たり前だと思う。

ただし、請願における請願者と判こが違うということ、悪いけどその紹介議員

もやっぱりちゃんと確認してほしい。僕もたくさん請願紹介議員になることがあるもので、最低そこは紹介議員としてやっぱり確認して紹介議員になってほしいと思うし、悪いけど「中村茂」って書いてそれがナカウエだったとか、そんなことは日本の社会で判こを求めた……。

○議長（宮本 泰男君） 簡潔にお願いします。

○議員（1番 中村 茂君） 書類として不備という気がします。ですからその部分をしっかりしていただければ今回のようなことは発生しなかったと思うし、事務局も受け付けした段階でそういうことはやっぱりきっちりチェックしてほしいね。ちょっと申し上げておきたいと思います。これは別に委員長にじゃありません、議会に対して。

○議長（宮本 泰男君） 浜田委員長、どうぞ。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） すみません。ほかの団体、ほかの議会ではちゃんと取り上げられていますので、別に今回はこのような取扱いをこの町ですたっているのはどうなのかなということだと思います。ちゃんと次から全員協議会で決めてください。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 今、委員長から全員協議会で決めて言われたんですけど、全員協議会で議論する内容じゃない。もともとそういうふうな請願の書式なりそういうことを定めて、そのとおりやってもらったらええ話やから。全員協議会としてはそんなもん受ける気はありません。だから本来あるべき姿で請願を出してもらったらええ話だから。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） それでほかの町は通ってるんです。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前9時32分休憩

午前9時35分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑はありませんね。これで質疑を終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第3 報告第6号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。

根拠法令は財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法で、第3条第1項は健全化判断比率、第22条第1項は資金不足比率、それぞれの規定に基づき報告いたします。

説明の都合上、審議資料の5ページを御覧ください。

資料上段の現行制度を御覧ください。財政状況を健全、早期健全化、再生と3つの段階に分類しています。このうち早期健全化が要注意ライン、再生が危険ラインとなります。

めくっていただきまして、6ページでは5つの指標それぞれの基準に関する資料です。

下の表で縦に5指標上げていますが、横にそれぞれの段階を表示し、基準となる指数を示しています。例えば実質公債費比率では25%を超えれば早期健全化団体となり、35%を超えたら財政再生団体となります。ただ、ここでは健全段階であっても18%を超えたら地方債の発行手続上協議、許可が必要となります。また、将来負担比率及び資金不足比率の再生段階は設定されていません。

7ページは同様の内容ですので説明は省略いたします。

めくっていただき8ページ、それぞれの指標の対象となる会計等の範囲を表すイメージ図です。5つの比率の対象範囲を矢印で示しています。実質赤字比率は本町でいえば一般会計と浜坂及び温泉各残土処分場事業会計となり、連結実質赤字比率は全会計、また実質公債費比率は全会計に加えて一部事務組合等への負担金のうち純元利償還金に当たるものを加えます。

将来負担比率では、実質公債費比率の範囲にさらに第三セクターなどへの負担金等のうち債務負担に係るものを加えます。

資金不足比率については、特別会計の中でも地方財政法上の公営企業会計が対象となります。

9ページ以降は、5つの指標の計算式等算出根拠を示しています。説明は省略させていただきます。

それでは、審議資料1ページに戻っていただきまして、令和4年度決算に係る財政健全化判断比率等5指標の積算について概略を説明いたします。

まず、実質赤字比率です。一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率を表し

ています。対象となる会計は、一般会計に加え浜坂及び温泉の残土処分場事業特別会計となります。

表中、(A)、(B)、(C)が計算上の分子となり、(D)が分母となります。(A)、(B)、(C)は赤字の種類で、3種類とも発生しておりませんのでゼロと記載しています。分母となる(D)の標準財政規模は町税、普通交付税が主な中身となり、財政健全化法では臨時財政対策債を加えた額となっています。この標準財政規模が、資金不足比率を除く4指標の分母または分母の中心となる数値となります。

以上のとおり分子がゼロですので、実質赤字比率は横バーで該当なしです。

めくっていただきまして2ページ、表の左側が連結実質赤字比率です。町全体11会計の実質収支、資金不足または資金剰余額を記載しております。(1)から(12)で赤字が発生している会計はありません。下から3行目の(A)欄、連結実質赤字額が計算上の分子となりますが、黒字ですので該当なしとなり、よって連結実質赤字比率においても横バーで該当なしとなります。

次に、表の右側の細長い列の資金不足比率です。地方財政法上の公営企業5会計である浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業まで、それぞれの事業規模に対する資金不足額の比率ですが、資金不足額が発生しておりませんので全て横バー、該当なしとなります。

次に、3ページの実質公債費比率です。一般会計等が負担した元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率です。この対象は、町の全会計11会計と一部事務組合等になります。計算上3年間の平均となりますので、令和2年度から令和4年度の数値を記載しています。(1)から(12)が分子、(13)から(16)が分母で、分子のうち(1)から(6)がプラス要因、(7)から(12)がマイナス要因となり、差引き(A)が分子の計となります。

次に分母です。(13)から(15)が標準財政規模でプラス要因、(16)がマイナス要因ですが、分子と同じ額を差し引きます。結果、分母の数値は標準税収入額等、普通交付税は増加となったものの、臨時財政対策債発行可能額の減少に伴い比率は増加傾向です。

以上からそれぞれ単年度の実質公債費比率を算出し、値を小数点以下6位未満四捨五入で求めます。令和4年度単年度は11.41729でした。

次に、令和4年度における実質公債費比率は3か年平均で算出しますが、小数点以下2位未満切捨てとなり11.1%となりました。

一番下のところです。昨年度が11.0%でしたが、3か年平均から除外される令和元年度11.2%を今回加わる令和4年度が11.4%と上回ったことで0.1%増加し、昨年度同様に増加傾向となっています。

次に、めくっていただきまして4ページは将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。負債がおおむね1年間の標準的な収入の何年分に当たるかというようなイメージとなり、この指標は主に公債費残高等に着目したストックの視点での指標です。これに対して、さきに説明し

ました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率は単年度の収支、償還金に着目したフローの視点での指標です。

それでは、計算上の分子は表の(1)から(8)がプラス要因、(9)から(11)がマイナス要因となります。分子の小計は14億3,625万9,000円で、(1)地方債残高が減少し、(9)充当可能基金現在高、(10)特定の歳入見込額が増加したため、前年度と比較して大きく減少しています。

次に分母ですが、(12)の標準財政規模がプラス要因、(13)から(18)がマイナス要因で、普通交付税算入分です。小計が50億8,406万3,000円となり、こちらも前年度と比較して減少しました。

結果、分子、分母ともに減少したものの分子が大きく減少したことで比率は28.2%と前年度と比較して36.8%減少しました。この比率は実質公債費比率とは異なり、地方債残高の減少等により減少傾向となっています。

それでは、議案に戻っていただきまして議案の裏側です。審議資料で説明しました計5つの指標について報告いたします。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債費比率が11.1%、将来負担比率が28.2%と4指標とも健全段階です。

次に資金不足比率ですが、5会計とも発生しておりません。

したがって、町全体として現在は健全段階となりますが、引き続き町債の発行、基金造成などに十分配慮するとともに、病院等の経営改善に努めていく必要がございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前9時46分休憩

午前9時46分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ここで、監査委員から健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から審査報告をお願いします。

島田代表監査委員。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を御覧いただきたいと思ひます。

まず、第1の審査の概要であります、記載のとおり起債の対象、審査の期日、審査の方法につきましては御清覧をいただきたいと思ひます。

第2の審査の結果であります、審査に付されました書類等につきましてはいずれも

○議員（14番 中井 次郎君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） ごめんなさい、一般会計です。

○議員（14番 中井 次郎君） 監査委員に質問して悪いのか。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） では、これをもって質疑を終結し、報告は終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時53分休憩

午前9時53分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

日程第4 報告第7号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、報告第7号、専決処分の報告について（専決第2号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 報告第7号、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

1、事件名は損害賠償の額の決定及び和解に関すること。2、専決処分を行った日は令和5年6月19日です。

事故の概要について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料11ページをお開きください。

1の発生日時は令和5年5月16日火曜日午前11時5分頃、2、場所は新温泉町三谷375番1付近、国道178号です。3、当方職員は和泉谷残土処分場勤務の建設課事務員です。4、相手方は資料に記載しております川西里佳氏、同乗者の川西悦史氏です。5、事故の状況ですが、上記の日時、場所において当方職員が和泉谷残土処分場管理事務所から役場本庁舎に向かって公用車を運転中、前方不注意によりフレッシュバザール浜坂店に右折して入ろうと停車していた相手方所有の車両に追突し車両の一部を損傷させ、相手方BとCを負傷させたものです。

それでは、議案書の専決第2号本文をお開きください。本件について、自動車物損事故について令和5年6月19日に和解が成立しております。損害賠償の相手方は、記載

の川西里佳氏です。損害賠償の額は43万2,800円です。和解の内容は、1、相手方に自動車物損事故の損害金として金43万2,800円を支払う。2、今後、本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切の異議申立て及び請求を行わない。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第8号

○議長（宮本 泰男君） 日程第5、報告第8号、専決処分の報告について（専決第3号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 報告第8号、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

1、事件名は損害賠償の額の決定及び和解に関すること、2、専決処分を行った日は令和5年7月10日です。事故の概要につきましては、先ほど説明をさせていただきました報告第7号と同じ案件でございますので省略をさせていただきたいと思います。

それでは、専決第3号本文をお開きください。本件につきまして、人身事故について令和5年7月10日に和解が成立しております。

損害賠償の相手方は記載の川西里佳氏です。損害賠償の額は3万481円です。和解の内容は、1、町は相手方に人身事故の損害額として治療費、通院費、慰謝料その他一切の費用を含め金3万481円を支払う。2、本件人身事故に関しては、上記1以外には一切の債権、債務がないことを確認する。3、今後、本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切の異議申立て及び請求を行わない。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 報告第9号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、報告第9号、専決処分の報告について（専決第4号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 報告第9号、専決処分の報告について説明させていただきます。

1、事件名は損害賠償の額の決定及び和解に関すること。2、専決処分を行った日は令和5年7月10日です。事故の概要につきましては、報告第7号及び第8号と同じ案件でございますので省略をさせていただきます。

それでは、専決第4号本文をお開きください。本件について、人身事故について令和5年7月10日に和解が成立しております。

損害賠償の相手方は、記載の川西悦史氏です。損害賠償の額は3万371円です。和解の内容は、1、町は相手方に人身事故の損害額として治療費、通院費、慰謝料その他一切の費用を含め金3万371円を支払う。2、本件人身事故に関しては、上記1以外には一切の債権、債務がないことを確認する。3、今後、本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切の異議申立て及び請求を行わない。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第7 承認第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第7、承認第1号、専決処分の承認について（専決第5号）令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により、議会の御承認を賜りたく御報告申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は、歳出歳入、総括を一括で行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。10時20分まで休憩します。

午前10時04分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

日程第8 議案第80号

○議長（宮本 泰男君） 日程第8、議案第80号、新温泉町民バス条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町民バスの普通旅客運賃に新たな運賃区分を設定するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それでは、議案第80号、新温泉町民バス条例の一部改正について御説明をいたします。

提案理由につきましては、町長が今申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料の13ページをお開きをいただきたいと思います。今回の改正の概要をつけております。

改正の内容としましては、地域住民の生活に必要な移動手段を継続的に維持、確保するため、引き続き町民バスの運行を行うとともに、今後のバス利用者の増加を図るため、令和5年10月からインバウンド対策の充実として町民バスの普通旅客運賃に新たな運賃区分を設定をするものです。

新たな運賃区分の設定としまして、訪日外国人旅行者を対象とした運賃区分を追加をいたします。訪日外国人旅行者の町内周遊を支援しインバウンド対策の充実を図るためとして、現在西日本旅客鉄道株式会社が発行しておりますJR-WEST RAIL PASSを提示する方については、町民バス運賃を無料としております。この条例改正は、令和2年4月1日に施行しております。

このたび新たにJRグループ6社が共同して発行しておりますJAPAN RAIL PASSも対象として、パスを提示する方について町民バス運賃を無料とする拡充の改正でございます。

JR-WEST RAIL PASSはJR西日本のエリアのみで使用できるものですが、今度のJAPAN RAIL PASSは日本国内で利用できる乗り放題のパスでございます。

この改正によりまして、このパスを購入した訪日外国人に新温泉町へ来ていただける可能性が広がり、町民バスとの連携によって町内周遊への発展が期待できると考えております。施行期日は令和5年10月1日でございます。

次に、宣伝の展開としまして町民バスの社内へ掲示をして周知を図りたいと考えております。また、JAPAN RAIL PASSの公式ホームページに適用できるパスとして掲載をしていただくとともに、購入者対象の案内用冊子の配布など、JRグループからも特典の提供についてPRをしていただくこととなっております。

次に、審議資料の12ページに新旧対照表をつけております。左が現行、右が改正案でございます。

第5条に7項として「北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が共同して発行する「JAPAN RAIL PASS」を所持し、提示する者の普通旅客運賃は無料とする」を追加をいたします。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則としてこの条例は令和5年10月1日から施行するということでございます。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） この件が起案されるに至った経緯と、実際にバスの利用が増えるということも期待できて、それが経済効果につながるということは想定できる

んですけれども、山陰線が非常に危機になっている状況の中で、その利用が増えるという以外に自治体としてこういう協力をするということがJRグループが御認識いただいているのかどうか、その辺りについての効果についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 経緯につきましては、先ほど説明で申し上げましたようにまずJR-WEST RAIL PASSとして新温泉町がJRと協力をして提供してきた経過がございます。その中で、このたびJRがこの秋からJAPAN RAIL PASS、いわゆるコロナ後のインバウンド誘客を図るためのサービスの拡大をするために今まで提携されてきたところにJAPAN RAIL PASSにも協力をしていただけないかというふうな打診がありました。これで町のほうで協議をしまして、提携をさせていただきたいということでの今回の条例改正の御提案でございます。

また、JRの利用に関しましては、特にいろんなローカル線につきましても利用がいただけるということで、JRとしましても協力をいただけるということで積極的にPRをするということですので、JRと一緒にPRをしていきたいというふうに思っておりますし、JRも協力をするというところで言っております。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） これ取りあえず町民バスですよ。町民で無料になるってそういう区分はあるんですかね、まずそれをお聞きしたいです。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 町民バス条例につきましては区分をいろいろ設けておりますけれども、町民に当たっては無料という区分はございません。免許証の返納であったり障がい者の手帳をお持ちの方につきましては約半額という形になっておりますけれども、今回無料といたしておりますのは前回の改正のときに協議をしておりますけれども、訪日外国人の誘客ということでぜひ新温泉町に来ていただきたいということ、それから鉄道とバスの連携ということを図りたいということ、また通常のバスの住民の方が乗るという形ではなくて、訪日外国人というのは旅行が目的ですのでぜひ新温泉町に来ていただいて、いろんな宿泊をしていただいたりとか買物をしていただけるということも見込での無料ということできさせていただいたということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 町民に対する説明の中で、今の説明で町民の皆さんがじゃ旅行で来た人、インバウンドで来た方に対してそういう無料でサービスをする。それに対して町民に対してどうなんだっていう話になったときに、今の説明で説明できますか。町民の皆さん納得していただけますか。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 今申し上げたとおり、住民の方につきましては生活の足という形で町民バスを御利用いただいております。このたびは先ほど言いましたように町としてそのインバウンドの誘客に一つの手段として連携をしていくということでありまして、先ほども言いましたように後の町のほうにいろんな周遊をしていただいたりとかお金を落としていただけるということも含めて、もう一つはJ Rと町民バスとの一つのこれから目指していくべき交通の連携という部分も目指しておりますので、今回につきましてはそういうふうな説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 行政として、自治体としてまず第一に考えないといけないのは町民の暮らしを守ること、それが私は第一だと思っております。ですので、そのところできちっと町民の皆さんに納得していただけるような説明をちゃんとされた上でこれはしていただきたいなと思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） 議員のおっしゃるように住民の方に分かるように、町民の方にとっても利益につながるというふうなそういう政策でありますということをしっかりお伝えしていきたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。ここで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第81号

○議長（宮本 泰男君） 日程第9、議案第81号、新温泉町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第 8 1 号、新温泉町印鑑条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案理由は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料の 1 5 ページを御覧ください。

1 番の改正の概要のところでございます。個人番号カードに記録されていた利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書と整理され、新たに自己に係る利用者証明用電子証明書を移動端末設備用利用者証明用電子証明書としてスマートフォンに搭載可能になることに伴い、第 1 4 条第 4 項について字句の改正及びスマートフォンを利用する場合を追加する改正を行うものでございます。

2 番目の取扱証明書については、戸籍証明書のほか記載のとおりでございます。印鑑登録証明書についてのみ法律で規定されておらず、条例で規定されております。そのため、今回条例の改正を行うものでございます。

3 番目の発行方法でございます。個人番号カードまたは移動端末設備、これはスマートフォンのことでございます。それをコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機にセットし、画面の説明に伴い機器を操作し発行するものでございます。利用の際には個人番号カード交付時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号、数字 4 桁の入力が必要となるものでございます。

取扱店舗につきましては、多機能端末が設置されている全国のコンビニエンスストア等でございます。

利用可能時間については記載のとおりでございます。変更はございません。

スマホ用電子証明書搭載サービスについては令和 5 年 5 月 1 1 日から始まっており、コンビニ交付サービスの利用は令和 5 年中に対応予定となっております。

審議資料の 1 4 ページでございます。条例の新旧対照表でございます。

なお、コンビニ交付状況について、口頭で追加説明をさせていただきます。

令和 5 年 3 月から実施しておりますコンビニ交付の件数は、住民票、印鑑証明それから戸籍、税証明関係全体で 6 6 5 件でございます。そのうち、印鑑証明関係は 1 2 0 件となっております。コンビニ交付の直近 2 か月の状況は、1 か月当たり約 1 3 0 件となっております。近隣の市町の状況等を確認して今年度は月 1 5 0 件の予算を計上いたしましたので、現在は見込みより若干下回っておるといようなそういう状況でございます。

それでは、条例本文にお戻りください。ただいま説明いたしました個人番号カード利用者証明用電子証明書と移動端末設備について、それぞれ改正、追加するものでございます。

附則で、この条例は規則で定める日から施行する。ただし、1 4 条第 4 項の改正規定中、利用者証明用電子証明書を個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改める部分は公布の日から施行するものとしております。どうぞよろしく願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 36 分休憩

午前 10 時 37 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、日程第 10、議案第 83 号から日程第 12、議案第 85 号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意については一括上程し、質疑等の採決は議案ごとに行います。

日程第 10 議案第 83 号 から 日程第 12 議案第 85 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 10、議案第 83 号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第 11、議案第 84 号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第 12、議案第 85 号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 83 号から議案第 85 号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現委員、平田清己委員、中田雄久委員、長谷坂盛之委員が令和 5 年 11 月 23 日をもってそれぞれ任期が満了となるため、後任の選任について御同意いただきたく、御提案申し上げるものであります。

議案第 83 号の平田清己氏は、住所は新温泉町諸寄 1369 番地の 1、昭和 23 年 11 月 6 日生まれで 74 歳。過去 1 期委員を務めていただいております。このたびも委員として適任と考え、御提案申し上げるところであります。

次に、議案第 84 号の中田雄久氏は、住所は新温泉町三谷 439 番地、昭和 30 年 3 月 15 日生まれで 68 歳。過去 4 期委員を務めていただいております。このたびも委員として適任と考え、御提案申し上げるところであります。

次に、議案第85号の長谷坂盛之氏は、住所は新温泉町桐岡154番地、昭和31年3月1日生まれで67歳。過去6期委員を務めていただいております。このたびも委員として適任と考え、御提案申し上げるところであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

初めに、議案第83号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、岩本修作君、12番、池田宜広君を指名します。

これから投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付なし漏れと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....
1 番 中村 茂君 2 番 西村 龍平君 3 番 岡坂 遼太君

4 番 澤田 俊之君 5 番 米田 雅代君 6 番 森田 善幸君
7 番 浜田 直子君 8 番 河越 忠志君 9 番 重本 静男君
10番 竹内敬一郎君 11番 岩本 修作君 12番 池田 宜広君
13番 中井 勝君 14番 中井 次郎君 15番 小林 俊之君

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。岩本修作君、池田宜広君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 15 票。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、議案第 84 号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によりまして、立会人に 13 番、中井勝君、14 番、中井次郎君を指名します。お願いします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村	茂君	2 番	西村	龍平君	3 番	岡坂	遼太君
4 番	澤田	俊之君	5 番	米田	雅代君	6 番	森田	善幸君
7 番	浜田	直子君	8 番	河越	忠志君	9 番	重本	静男君
10 番	竹内	敬一郎君	11 番	岩本	修作君	12 番	池田	宜広君
13 番	中井	勝君	14 番	中井	次郎君	15 番	小林	俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中井勝君、中井次郎君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 8 票、反対 7 票です。

以上のとおり、賛成 8 名であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、議案第 85 号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番、小林俊之君、1番、中村茂君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1番	中村 茂君	2番	西村 龍平君	3番	岡坂 遼太君
4番	澤田 俊之君	5番	米田 雅代君	6番	森田 善幸君
7番	浜田 直子君	8番	河越 忠志君	9番	重本 静男君
10番	竹内敬一郎君	11番	岩本 修作君	12番	池田 宜広君
13番	中井 勝君	14番	中井 次郎君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。小林俊之君、中村茂君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成15票。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 04 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、日程第 13、議案第 86 号から日程第 23、議案第 96 号までの農業委員会委員の任命同意については一括上程し、質疑、採決は議案ごとに行います。

日程第 13 議案第 86 号 から 日程第 23 議案第 96 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 13、議案第 86 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 14、議案第 87 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 15、議案第 88 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 16、議案第 89 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 17、議案第 90 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 18、議案第 91 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 19、議案第 92 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 20、議案第 93 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 21、議案第 94 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 22、議案第 95 号、農業委員会委員の任命同意について、日程第 23、議案第 96 号、農業委員会委員の任命同意についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 86 号から議案第 96 号までの農業委員会委員の任命同意につきましては、現委員が令和 5 年 10 月 22 日をもってそれぞれ任期満了となるため、新たに委員の任命について御同意いただきたく御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 86 号から 96 号、農業委員会委員の任命同意について御説明をさせていただきます。

現行の農業委員会法に基づき農業委員会委員を任命するには、議会の御同意を必要といたします。

現在の農業委員は令和 5 年 10 月 22 日をもって任期満了となりますので、新たな委員の候補者を選考したところでございます。

募集期間は本年 6 月の 1 か月間で、推薦応募があった者 11 名のうちから認定農業者は 4 名、認定農業者に準ずる者は 2 名、利害関係を有しない中立の立場の者を 1 名、女

性を2名、その他に2名の合計11名を選考いたしております。

この選考に当たりましては、候補者選考委員会におきまして候補者ごとに審議を行っております。

なお、任期は3年でございます。

議案の説明の前に、関連いたします認定農業者が少ない場合の要件についてに関して御説明をいたします。

説明の都合上、審議資料の20ページをお願いいたします。ページの中ほどの農業委員会等に関する法律の中にありますように、このたび新たに任命する農業委員会委員の同意を議会に求めるに当たり、事前に新温泉町農業委員会の委員選任に関する規則に基づき関係団体等に推薦を求めるとともに、募集を行ったところでございます。

委員は、原則として過半を認定農業者にすることとなっております。この認定農業者とは、審議資料のページ8行目の米印以降で説明をいたしておりますが、自ら作成した農業経営改善計画を基に地域農業の将来を担う者として町から認定された方々でございます。

そのほか、農業者以外の方で農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない中立的な立場の者を含めなければならないということ。さらに、年齢や性別等に偏りが生じないよう配慮しなければならないということになっております。これらは農業委員会等に関する法律の第8条にそれぞれ規定されているところでございます。

以上を踏まえまして、審議資料24ページをお願いいたします。本議案のとおり、農業委員会委員の選任の要件の例外を示す資料でございます。農業委員会等に関する法律第8条第5項におきまして、農業委員は認定農業者及び認定農業者である法人の役員が委員の過半数を占めることが原則となっております。ここには例外規定もございまして、同法施行規則第2条第1号の規定により、区域内の認定農業者の数が農業委員の定数に30を乗じて得た数を下回る場合には、認定農業者以外に資料にA、B、Cとございますが、Aの枠内に記載があります認定農業者に準ずる者を加えた数が過半数を占めることと規定されております。

審議資料の20ページに戻っていただきまして、5行目でございます。本町の認定農業者の数は令和5年8月31日現在で23人でございます。農業委員の定数11に30を乗じて得た数は330となり、認定農業者の数が委員の定数の30倍を下回ることとなるため認定農業者が少ない場合に該当いたしますので、この例外規定を適用するものでございます。

このたびの農業委員会の募集を終えて選考の結果、その候補者となった者は認定農業者が4人、認定農業者に準ずる者が2人、合わせて6人となり、定数11の過半数を占めることとなっております。

それでは、順次議案ごとに説明をさせていただきます。審議資料の26ページから27ページを参照をお願いしたいと思います。

まず、議案第86号でございます。住所が新温泉町前348番地、氏名が池成昇氏、昭和51年2月13日生まれ、47歳でございます。水稻、ソバのほか野菜を栽培されております。認定農業者であり、現の農業委員会委員でもあります。推薦によるものでございます。

次に、議案第87号でございます。住所が新温泉町対田960番の1番地、氏名が中村邦男氏、昭和23年2月14日生まれ、75歳でございます。個人での水稻栽培のほか合同会社タイタ・ファームでの水稻の栽培もされておられます。認定農業者であり、推薦と応募によるものでございます。

次に、議案第88号でございます。住所が新温泉町諸寄2511番地、氏名が田中充氏、昭和29年2月11日生まれ、69歳でございます。繁殖牛の生産のほか、水稻栽培と畑地での栽培もされておられます。認定農業者であり、県の農業委員会委員でもあります。応募によるものでございます。

次に、議案第89号でございます。住所が新温泉町栃谷1218番地1、氏名が小谷正美氏、昭和24年9月6日生まれ、74歳でございます。水稻、ソバのほか野菜等も栽培しておられます。認定農業者であり、現の農業委員会委員でもあります。推薦によるものでございます。

次に、議案第90号でございます。住所が新温泉町藤尾490番地、氏名が谷口宏介氏、平成2年3月24日生まれ、33歳でございます。菊等の花卉類の栽培をされておられます。認定農業者に準ずる者という立場になります。応募によるものでございます。

次に、議案第91号でございます。住所が新温泉町多子490番地、氏名が岸根利幸氏、昭和31年1月22日生まれ、67歳でございます。水稻を栽培されておられます。現の農会長であり、農業委員会委員でもあります。推薦によるものでございます。

次に、議案第92号でございます。住所が新温泉町和田505番地、氏名が橋本哲次氏、昭和25年7月15日生まれ、73歳でございます。農業委員会の所掌事業に関して利害関係がない立場ということで、農業委員会法第8条第6項に基づく選任でございます。区長、民生委員を歴任されており、現の農業委員会委員でもあります。応募によるものでございます。

次に、議案第93号でございます。住所が新温泉町井土1274番地の2、氏名が寺谷展久氏、昭和23年5月28日生まれ、75歳でございます。水稻を栽培されておられます。現の保護司であります。推薦によるものでございます。

次に、議案第94号でございます。住所が新温泉町井土930番地、氏名が松元けい子氏、昭和20年7月21日生まれ、78歳、女性でございます。家庭菜園を営んでおられます。現の農業委員会委員であります。応募によるものでございます。

次に、議案第95号でございます。住所が新温泉町福富745番地、氏名が宮脇恵美子氏、昭和28年2月7日生まれ、70歳でございます。水稻栽培のほか畑作も営んでおられます。たじま農協総代であり、応募によるものでございます。

次に、議案第96号でございます。住所が新温泉町千原607番地、氏名が田村永之氏、昭和35年4月8日生まれ、63歳でございます。水稻栽培のほか、畑作も営んでおられます。推薦によるものでございます。

以上、性別では男性が9名、女性が2名。年代別では30歳代が1名、40歳代が1名、60歳代が3名、70歳代が6名となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

初めに、議案第86号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、西村龍平君、3番、岡坂遼太君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10 番	竹内敬一郎君	11 番	岩本 修作君	12 番	池田 宜広君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西村龍平君、岡坂遼太君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 15 票。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。11時35分まで休憩いたします。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 35 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

次に、議案第 87 号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番、澤田俊之君、5 番、米田雅代君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10 番	竹内敬一郎君	11 番	岩本 修作君	12 番	池田 宜広君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。澤田俊之君、米田雅代君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成14票、反対1票です。

以上のとおり、賛成14名であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、議案第88号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、森田善幸君、7番、浜田直子君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1番	中村 茂君	2番	西村 龍平君	3番	岡坂 遼太君
4番	澤田 俊之君	5番	米田 雅代君	6番	森田 善幸君
7番	浜田 直子君	8番	河越 忠志君	9番	重本 静男君
10番	竹内敬一郎君	11番	岩本 修作君	12番	池田 宜広君
13番	中井 勝君	14番	中井 次郎君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。森田善幸君、浜田直子君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 14 票、反対 1 票です。

以上のとおり、賛成 14 名であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、議案第 89 号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番、河越忠志君、9 番、重本静男君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 中村 茂君 2 番 西村 龍平君 3 番 岡坂 遼太君
4 番 澤田 俊之君 5 番 米田 雅代君 6 番 森田 善幸君
7 番 浜田 直子君 8 番 河越 忠志君 9 番 重本 静男君
10番 竹内敬一郎君 11番 岩本 修作君 12番 池田 宜広君
13番 中井 勝君 14番 中井 次郎君 15番 小林 俊之君

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。河越忠志君、重本静男君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 14 票、反対 1 票です。

以上のとおり、賛成 14 名であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、議案第 90 号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 10 番、竹内敬一郎君、11 番、岩本修作君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成

の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10 番	竹内敬一郎君	11 番	岩本 修作君	12 番	池田 宜広君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。竹内敬一郎君、岩本修作君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成15票。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、議案第91号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番、池田宜広君、13番、中井勝君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票お願いいたします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1番	中村 茂君	2番	西村 龍平君	3番	岡坂 遼太君
4番	澤田 俊之君	5番	米田 雅代君	6番	森田 善幸君
7番	浜田 直子君	8番	河越 忠志君	9番	重本 静男君
10番	竹内敬一郎君	11番	岩本 修作君	12番	池田 宜広君
13番	中井 勝君	14番	中井 次郎君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。池田宜広君、中井勝君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 15 票。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。昼食休憩で 13 時まで休憩いたします。

午後 0 時 02 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、議案第 92 号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 14 番、中井次郎君、15 番、小林俊之君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	中村	茂君	2 番	西村	龍平君	3 番	岡坂	遼太君
4 番	澤田	俊之君	5 番	米田	雅代君	6 番	森田	善幸君
7 番	浜田	直子君	8 番	河越	忠志君	9 番	重本	静男君
10 番	竹内	敬一郎君	11 番	岩本	修作君	12 番	池田	宜広君
13 番	中井	勝君	14 番	中井	次郎君	15 番	小林	俊之君

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中井次郎君、小林俊之君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 12 票、反対 3 票です。

以上のとおり、賛成 12 票であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、議案第 93 号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、中村茂君、2 番、西村龍平君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10 番	竹内敬一郎君	11 番	岩本 修作君	12 番	池田 宜広君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中村茂君、西村龍平君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成14票、反対1票です。

以上のとおり、賛成14名であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、議案第94号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この採決は無記名投票によって行います。
議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

- 議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く15人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、岡坂遼太君、4番、澤田俊之君を指名します。
投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

- 議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。
なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

- 議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1番	中村 茂君	2番	西村 龍平君	3番	岡坂 遼太君
4番	澤田 俊之君	5番	米田 雅代君	6番	森田 善幸君
7番	浜田 直子君	8番	河越 忠志君	9番	重本 静男君
10番	竹内敬一郎君	11番	岩本 修作君	12番	池田 宜広君
13番	中井 勝君	14番	中井 次郎君	15番	小林 俊之君

.....

- 議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。岡坂遼太君、澤田俊之君の開票の立会人をお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 7 票、反対 8 票です。

以上のとおり、反対 8 名であります。よって、本件については、同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、議案第 95 号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番、米田雅代君、6 番、森田善幸君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番	中村 茂君	2 番	西村 龍平君	3 番	岡坂 遼太君
4 番	澤田 俊之君	5 番	米田 雅代君	6 番	森田 善幸君
7 番	浜田 直子君	8 番	河越 忠志君	9 番	重本 静男君
10 番	竹内敬一郎君	11 番	岩本 修作君	12 番	池田 宜広君
13 番	中井 勝君	14 番	中井 次郎君	15 番	小林 俊之君

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。米田雅代君、森田善幸君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 14 票、反対 1 票です。

以上のとおり、賛成 14 名です。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

次に、議案第 96 号、農業委員会委員の任命同意について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は議長を除く 15 人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番、浜田直子君、8 番、河越忠志君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 念のために申し上げます。本件について、同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第 8 3 条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	中村	茂君	2 番	西村	龍平君	3 番	岡坂	遼太君
4 番	澤田	俊之君	5 番	米田	雅代君	6 番	森田	善幸君
7 番	浜田	直子君	8 番	河越	忠志君	9 番	重本	静男君
10 番	竹内	敬一郎君	11 番	岩本	修作君	12 番	池田	宜広君
13 番	中井	勝君	14 番	中井	次郎君	15 番	小林	俊之君

.....

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。浜田直子君、河越忠志君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数 1 5 票、賛成 1 5 票です。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 2 4 議案第 9 7 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 4、議案第 9 7 号、兵庫県町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 5 年度限りで兵庫県町土地開発公社

を解散することについて兵庫県知事の認可を受けるため、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第97号、兵庫県町土地開発公社の解散について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料28ページを御覧ください。

兵庫県町土地開発公社の解散の理由についてですが、兵庫県町土地開発公社は昭和48年4月に公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき設立されて以来、猪名川町の総合公園用地取得事業をはじめとする公共事業用地の先行取得を行い、公共の福祉の増進に多大な貢献をしてきたところです。

しかしながら、令和元年度には土地の処分は全て終了しており、公共施設等の整備が一段落したことなどから、公社を活用した用地の先行取得の必要性は極めて低いものとなっていること等を踏まえまして、今後の在り方について公社検討委員会において検討を行い、検討結果を取りまとめました。

令和5年2月の本公社理事会においてその検討結果を踏まえて協議した結果、出席理事全員が解散することについて同意されました。

次に、今後の解散に係るスケジュールについてですが、12月に公社が兵庫県へ解散認可申請を行う予定です。令和6年2月には決算監査が行われ、3月には残余財産が確定いたします。また、3月議会におきましては令和5年度の決算報告を行う予定としております。5月には公社から各町へ残余財産の配分金が支払われ、6月には清算終了となる見込みです。

めくっていただきまして残余財産の処分方法ですが、まず出資金の150万円は各町へ返金されます。

次に、剰余金は昭和48年度の公社設立以降の各団体の事務手数料、借入金額の0.5%が積み上がったものですので、そのことを勘案し各団体の借入金合計（公社利用実績）に応じて配分されます。

なお、平成の合併により本公社を脱退した旧町等に係る借入金合計（公社利用実績）に応じた剰余金につきましては、現在の12町に均等配分されます。そのため、現在の12町利用実績と脱退した旧町の利用実績の割合が約5対5となりますので、公社利用実績割が5割、均等割が5割となっております。

最後に、根拠法令等としまして、兵庫県町土地開発公社定款第25条第1項と公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の内容を記載しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 9 8 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 5、議案第 9 8 号、令和 5 年度新温泉町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 5 年度新温泉町一般会計補正予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は歳出歳入、総括を一括で行います。質疑ありませんか。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 積立金と林業振興費関係で幾つかお尋ねします。

歳出 6 ページの減債基金の積立て 2,000 万円ということですが、繰越金等が判明したためのものと思いますが、これの 2,000 万円という判断基準があればお示してください。

それから、ふるさとづくり基金の積立てが 915 万 5,000 円ということですが、これは見込みよりもふるさと納税の寄附金が増えたための増かどうかお尋ねします。

それから、8 ページの林業振興費の委託料ですが、委託料の中の業務委託料、森林ビジョン策定業務とそれ以外の有害関係の部分とあるんですが、この森林ビジョン策定業務以外の部分については、これはその捕獲頭数が見込みよりも増えているというための増かどうかお尋ねします。

それと 17 節の備品購入費、処理施設の備品とありますが、具体的な内容は何かでしょうか。

それから、18 節の但馬地域鳥獣対策協議会シカ部会の捕獲活動ということですが、そのちょっと活動の内容と場所をお尋ねします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 6ページの減債基金の積立ての2,000万円の根拠があるかということですが、明確に根拠があるわけではございませんけども、歳入歳出の調整の中で病院事業債の令和5年度の発行予定額の実質の負担分、また交付税算入における負担軽減分等約2,000万円ということで、その分を積み立てする予定としております。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 6ページのふるさとづくり推進費に係る積立金でございます。これは定例的に補正をさせていただいているもので、令和5年1月から3月の寄附受入額が1,831万円で、その2分の1に相当する金額を令和5年度に繰り越しまして、令和5年度で基金積立てをさせていただいているというものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 8ページの林業振興費の関係の御質問でございます。

まず、森林ビジョン以外の委託業務費の内訳でございますが、有害鳥獣捕獲の捕獲数、現在の前年対比で2割から3割増頭しているという状況の中で増加するということが実績を見込みまして、捕獲個体の処理施設に係る委託業務、これに係る業務と捕獲に係る……。すみません、処理施設に係る業務について業務費を追加補正をしているものでございます。

それと、但馬地域鳥獣対策協議会の負担金についてでございますが、現在特に西浜地域の有害鳥獣の被害がかなり著しいということで、但馬地域の鳥獣対策協議会シカ部会に対策を要望しているところでございます。今年度の後半になりますけども狩猟期に対策を講じていただけるということで、これに係る負担金を追加補正をしておるものでございます。

あと備品費でございますが、施設用備品の購入費ということで計上させていただいておりますが、現在有害鳥獣の処理施設のプレハブ冷蔵庫、令和3年度に設置しておりますが、こちらに収納できる頭数がかなり限られるということで、中に棚を設けまして収納できる頭数を増やす目的で棚の設置のための備品購入費でございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 最初の減債基金、病院事業の負担分と、すみません、その次の言われた分がもう一つ理解できなかったもので、もう一度説明をお願いします。

それから、林業振興費の業務委託料のこの森林ビジョンについてですが、これについては有害鳥獣対策とか、それから治山事業とかそういったものの将来的な計画というようなものも含まれて策定されるのでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 減債基金、今後の償還に対する財源措置という中で病院事

業債に係る一般会計が負担すべきものがありますので、その分、交付税で措置される分の一般会計が負担しなければならないというような財源を確保するということでの2,000万円の積立てでございます。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 森林ビジョン策定についての御質問でございます。

有害鳥獣の対策であったり治山関係の事業についても策定の内容に含まれるかということでございますが、今回の森林ビジョンにつきましては森林の整備、活用についての指針ということで考えておりますので、特にそちらについては考えておりません。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 予算書の9ページ、教育費関係ですが、保健体育施設費で今回工事費93万5,000円が計上されています。中身はB&Gの会議室のエアコンということであったようなんですが、決して駄目ということじゃなくて、これ地方債の扱いが80万円。地方債たしか10万円単位だったと思うんですが、工事請負が93万5,000円であれば90万円丸々地方債にしたらどうなんだろうと。その辺、ちょっと理由を聞いてみたいなど。

それから、B&G施設ですが、外から見ても大分くたびれてきた。多分築40年以上たつんじゃないかなと。そういう部分では、大改修なりそんなことをやっていかんなん時期ではないかとそういう気がするんですが、B&Gからのその助成とかそういうことを含めて考え方はどうなんだろうということを確認いたします。

○議長（宮本 泰男君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 歳入の面ですけども、そちらについては担当は総務課なんですけども、財政係から聞いておりますのは今回合併特例債を使ったということで95%ということ聞いております。

それから、先ほどエアコンの関係、今回ミーティングルームのところの取替え修繕ということで、本当はかなり古い施設であります。その中でしっかり修繕をしながら使ってきたわけですけども、どうしてももう既に壊れてしまったということで今回最低限のものを代用としております。

今後、B&G施設全体の中でスポーツ施設、こういう公共施設の在り方を含めて検討していかなければならないということは担当課としても重々承知をしております。

その中で、財政の投資計画のところのヒアリング等で町長、そして担当総務課長、それから企画課含めて常にヒアリングをして、今後の在り方について検討しているところです。

令和5年現在ではまだ財政計画にはのせてはいませんけども、B&G全体、あその浜坂地域のすこやか広場を含めたB&Gとても大事なスポーツ施設でありますので、そこをどのように活用していくか。

B & G施設の補助のところも言われました。補助としては、財団として通常修繕としましてあくまでAランク以上の自治体に対して3,000万円の補助があります。また、加えて特別施設整備としまして、それを10年間特Aが続くとプラス3,000万円も考えることができるというような、確定ではありませんがそういった文言がありますので、これは1回きりという形のものでありますので、しっかりその時期を投資効果を含んだ上で考えていかなければならないと思います。

あくまで全体の計画、そして公共施設どうしていくのか、それからあそこはプールも絡んでいますので、プールの計画も併せて考えないといけないと思ってます。B & Gの補助、そして地方債含めての一体計画をつくっていく必要があると考えています。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 確認ですが、うちの町はAランクということで理解したらいいんですか。

それから、先ほど起債については95%で80万円が限度になるのかな。分かりました、ありがとうございます。

○議長（宮本 泰男君） 西脇生涯教育課長。

○生涯教育課長（西脇 一行君） 新温泉町につきましては特Aというところで、ランク的には特A、A、B、C、D、Eとあります。その中で特Aということで、それが今年3年連続で特Aをいただいていますので、しっかりそこをキープ、確保していきたいと思っています。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時46分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第99号から議案第105号までの令和5年度特別会計7会計の補正予算につきましては一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 2 6 議案第 9 9 号 から 日程第 3 2 議案第 1 0 5 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 6、議案第 9 9 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 2 7、議案第 1 0 0 号、令和 5 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 2 8、議案第 1 0 1 号、令和 5 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 2 9、議案第 1 0 2 号、令和 5 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 3 0、議案第 1 0 3 号、令和 5 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 3 1、議案第 1 0 4 号、令和 5 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 3 2、議案第 1 0 5 号、令和 5 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、これを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 9 9 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてから議案第 1 0 5 号、令和 5 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでにつきましては、それぞれ予算に補正の必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 9 9 号、令和 5 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 1 0 0 号、令和 5 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第101号、令和5年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第102号、令和5年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第103号、令和5年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第104号、令和5年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第105号、令和5年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第106号

○議長（宮本 泰男君） 日程第33、議案第106号、令和5年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和5年度新温泉町一般会計補正予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、担当課長が御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和5年度一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

一般会計補正予算（第5号）を御覧いただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、このたびの補正の概要ですけれども、補正の主なものは台風7号災害によるもので、釜屋地区内海岸漂着物等地域対策推進業務、春來・海上地区治山事業測量調査設計業務、地域活性化施設（旧給食センター）屋根の修繕、農業用施設農地災害復旧費の増額等で、予算総額に歳入歳出それぞれ6,553万7,000円の

追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書 6 ページ、給与費明細書を御覧ください。1 の特別職については変更ありません。

次のページ、2、一般職、(1)総括は省略させていただきまして、めくっていただきア、会計年度任用職員以外の職員を御覧ください。給与費の職員手当等 248 万円の増につきましても、災害対策及び災害復旧事業に係る時間外勤務手当の増になります。

次のページの(2)給料及び職員手当等の増減の明細につきましても、時間外勤務手当 248 万円の増によるものです。

めくっていただきまして、10 ページから最終 15 ページまでの(3)給料及び職員手当の状況については変更ありません。

次に、事項別明細書 4 ページの歳出を御覧ください。順次担当課長から御説明いたします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 4 款 1 項 3 目の環境衛生費でございます。委託料 70 万 5,000 円の増額をお願いするものです。台風第 7 号による海岸漂着物等地域対策事業を漁協に委託をするものでございます。この事業は、陸地から徒歩で行くことのできない海岸の漂着ごみを漁船を使って回収処分する事業でございます。釜屋地区を予定しております。回収量は 15 立米を予定しておりますものでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 続きまして、6 款 2 項 2 目林業振興費は 1,180 万円の増額補正をお願いするものでございます。台風 7 号による治山施設等林地の崩壊 2 か所に係る測量設計業務についての業務委託料になります。対象は春來地内の治山施設と海上地内の林地崩壊になります。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 続きまして、7 款 1 項 1 目商工総務費の 10 節需用費でございます。井土の地域活性化施設、旧給食センターになりますが、こちらの屋根が台風 7 号により 144 平米にわたり損傷しており、これを修繕するものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 9 款 1 項 5 目の災害対策費でございます。時間外手当 48 万円の増額をお願いするものです。台風第 7 号の災害により職員を 2 号配備としたため、時間外手当を使い切る見込みとなりました。今後の災害に備えて増額するものでございます。警戒等に 32 人、5 時間を予定しておりますものでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 続きまして、5 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目農業用施設災害復旧費は 2,142 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。12 節委託料は、台風 7 号に係る災害の現地測量費に係る測量委託料でござ

います。

同じく2目農地災害復旧費は2,955万円の増額補正をお願いするものでございます。3節の職員手当等は、災害対応に係る職員の時間外手当200万円の追加補正です。12節委託料は、台風7号に係る災害の現地測量に係る測量委託料で、2,755万円となります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 3ページに戻っていただきまして、歳入を御覧ください。

16款2項3目1節保健衛生費補助金は海岸漂着物等地域対策推進事業補助金で、補助率は10分の8です。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金は歳入歳出一般財源収支の調整によるもので、補正後の財政調整基金残高は21億1,220万4,000円となります。

次に、21款6項4目2節雑入は、商工費に係る建物災害共済見舞金で、補助率は2分の1です。

22款1項4目2節林業債は、春來・海上地区の治山事業に充当するものです。

次に、表紙から3枚めくっていただきまして3ページを御覧いただきたいと思えます。第2表、地方債補正、1、地方債の変更です。起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債については、先ほどの歳入、町債で説明しました春來・海上地区治山事業の増によるもので、限度額を1,180万円増額するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は歳出歳入、総括を一括で行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時15分まで休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、認定第1号、令和4年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第11号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定までの11議案について一括上程を行います。

日程第34 認定第1号 から 日程第44 認定第11号

○議長（宮本 泰男君） 日程第34、認定第1号、令和4年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第35、認定第2号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第36、認定第3号、令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第37、認定第4号、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第38、認定第5号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第39、認定第6号、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第40、認定第7号、令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第41、認定第8号、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第42、認定第9号、令和4年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第43、認定第10号、令和4年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第44、認定第11号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について御提案申し上げるものがあります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、認定第2号から第11号について、一括提案させていただきます。

認定第2号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでにつきましては、各会計の決算の認定について御提案申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時20分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ここで、監査委員から決算審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

島田代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、令和4年度新温泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書をお開きいただきたいと思います。

まず、1ページでございますが、第1の審査の概要の中の審査の対象、審査の期間、審査の手續につきましては記載のとおりでございますので朗読いたしません、御清覧いただきたいと思います。

第2の審査の結果でございます。

審査に付されました書類等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算執行及び関連する事務の処理はおおむね適正に行われているものと認められました。

なお、決算の概要につきましては次ページ以降記載しておりますが、後で御清覧いただきたいと思います。

26ページをお開きいただきたいと思います。第4の審査意見を述べさせていただきます。

まず、第1の自主財源の確保と債権管理についてですが、特に税につきましてはこの回収は毅然とした町の姿勢が必要であると思われます。滞納者情報の共有体制を整え、徴収・債権管理対策に徹底されたいと思います。債権管理条例の制定など法制化することにより職員の行動指針を明らかにするとともに、機動性ある組織で目標数値を示して動かされたい。また、町民に対しても税法への理解を求めていただきたいと思います。

なお、不納欠損処分には当たっては、関係法令に基づき公平かつ公正な事務処理を厳正に行っていただきたいと思います。

2番目の入札契約事務の適正な執行についてですが、競争原理の働かない1社との随意契約による事務処理はまだございました。町財務規則を厳格に適用するとともに、随意契約ガイドラインのさらなる徹底に努められたいと思います。

次に、時間外勤務の管理についてです。全庁的に恒常的な時間外勤務が散見されました。所属長が業務量を把握し課内の協力体制を整えるとともに、職員定数の適正化、組織運営の効率化などに時間外勤務の縮減に努力していただきたいと思います。

なお、ノー残業デーに引き続き取り組むとともに、効果が得られるような体制を進められたいと思います。

職員の人材育成についてですが、日常業務における職場研修を積み重ね、引き続き職員のレベルアップに努力していただきたいと思います。

また、効率的な業務の遂行にはチームプレーが必要であります。職員全体で業務を遂行する意識の醸成、体制整備に努めていただきたいと思います。

5番目の公有財産の適正管理でございますが、日常点検の定例化、適正な修繕を行うなど公有財産の適正管理を行っていただきたいと思います。

また、備品管理についても町財務規則及び町備品取扱要領に基づく適正整理を行って

いただきたいと思います。

事務効果、成果の検証でございます。事業実施自体が目的になって事業効果が明確でないもの、事業効果の検証や評価がなされていないものなど不十分であるものが見受けられました。とりわけ補助金交付事業については基本に立ち返り、対象団体の公益性や公共関与の妥当性等をさらに厳正に検討して実施することが必要であります。公金を安易な事務執行や事業消化に終わることがないように、事務事業の執行に当たっていただきたいと思います。

最後に、内部統制の充実です。出退勤時のタイムカードの打刻、出張命令と復命、休暇届などの服務に関しても突合により一致しないものがございます。不適切な事務処理を未然に防ぎ、より質の高い行財政運営を着実に進めるために、文書管理、予算管理、契約事務などにある内部統制を検証し、全庁的視野に立って内部統制の充実を図られたいと思います。

以上、監査の意見とさせていただきます。

続きまして、令和4年度新温泉町公営企業会計決算審査意見書をお開きください。

1ページの第1、審査の概要につきましては、先ほどと同じく記載のとおりでございますので朗読は省略させていただきます。

第2の審査の結果でございます。審査に付された書類等は、関係法令に準拠して作成されておりました。当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示されているものと認められました。

今後において、各事業等いずれもますます厳しい財政事情を勘案するとき、中長期的な経営状況を見据えながら業務運営の推進を図り経営改善に資するよう、なお一層の努力を要望するものでございます。

決算の概要につきましては次ページから記載しておりますが、後で御清覧いただきたいと思います。

27ページをお開きください。審査意見として記載をさせていただきました。

まず、新温泉町浜坂温泉配湯事業でございますが、経営の効率化、改善に努められ、見込みのない未収金については債権放棄等対策を研究していただきたいと思います。

続いて水道事業であります。計画的な施設整備と経営基盤の安定を図るために財源の確保、経営の効率化に引き続き努められたいと思います。

水道使用料の未収金についてですが、計画的かつ実効性のある取組をするとともに、確実な請求と給水停止処分等行っていただきたいと思います。

下水道事業ですが、施設の改修整備においては、事業の効率化、コスト削減に努められ、より一層の経営改善に努められたいと思います。

未収金については、滞納の解消に向けて計画的かつ実効性ある取組を行っていただきたいと思います。

最後に公立浜坂病院事業ですが、人材確保と人材育成、またコスト縮減に努められ、

より一層の危機意識を持って経営の効率化、改善に努めていただきたいと思います。診療所を含めた地域医療の今後の在り方等、抜本的な改革を強く望むものであります。

未収金の取組として、債権放棄等債権管理条例制定へ向けた研究を進めていただければと思います。

以下、病院、介護施設、居宅介護について記載しておりますが、これについては朗読を省略させていただきます。

以上、審査意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） ありがとうございました。

決算審査報告は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 1 分休憩

午後 2 時 3 1 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第 1 号、令和 4 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 1 1 号、令和 4 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの 1 1 議案は、決算特別委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 1 1 号までの 1 1 議案は、決算特別委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 2 分休憩

午後 2 時 3 4 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長、中村茂君、副委員長、岩本修作君が選任されました。

決算特別委員会は、会期中に御審査を賜りますようお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次は9月29日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。
長時間お疲れさまでした。

午後2時35分散会
